

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

平成30年2月7日

水曜日

第4312号

## 目次

### 告示

- 指定障害福祉サービスの事業の廃止 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定  
自立支援医療機関の指定 2
- 自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称等
- 県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧 3

### 公告

- 二級建築士又は木造建築士の免許の取消し 5

## 告示

### 富山県告示第49号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

平成30年2月7日

富山県知事 石井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労継続支援A型	平成30年1月31日	1610500173	一般社団法人山里ふれあい塾	氷見市上余川1180	山里ふれあい塾	氷見市上余川1180

**富山県告示第50号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定  
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成30年2月7日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
クスリのアオキ新大門薬局	射水市大門97番地1	精神通院医療		平成30年2月1日

**富山県告示第51号**

自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称等について

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条及び第118条の規定により、自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称等を次のとおり定めたので告示する。

平成30年2月7日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 募集種目**

自衛官候補生（男子・女子）

**2 試験期日**

平成30年2月18日（日）

**3 受付締切日**

平成30年2月15日（木）

**4 試験場の位置及び名称**

身体検査、口述試験及び筆記試験等

石川県金沢市野田町1-8 陸上自衛隊 金沢駐屯地

5 郵送及び問合せ先

〒930-0856

富山県富山市牛島新町6-24

自衛隊富山地方協力本部 募集課

電 話 (076) 441-3271 (代)

F A X (076) 441-3273

## 富山県告示第52号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営黒瀬谷地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月7日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営黒瀬谷地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成30年2月7日から

平成30年3月8日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

### 教示

1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法

律第139号)第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと(1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと)を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

### 富山県告示第53号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営湯神子地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月7日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 縦覧に供すべき書類

県営湯神子地区土地改良事業計画書の写し

#### 2 縦覧の期間

平成30年2月7日から

平成30年3月8日まで

#### 3 縦覧の場所

上市町役場

#### 教示

- 1 この土地改良事業計画(以下「計画」という。)については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと(1の

審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと)を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**二級建築士又は木造建築士の免許の取消しについて**

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により次のとおり二級建築士又は木造建築士の免許を取り消したので、同条第2項の規定により公告する。

平成30年2月7日

富山県知事 石 井 隆 一

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成30年1月19日	田村 美恵子	二級建築士	10137	申請

